

## 貸し切りバスにおける事故の再発防止対策の強化及び安全確保に関する意見書

本年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道において発生した貸し切りバスの転落事故は、乗員・乗客41人のうち15人が死亡、26人が重軽傷を負うという大惨事となった。

事故を起こしたバス事業者は、運転者の健康状態の把握義務違反などで事故直前に行政処分を受けていたばかりか、国が安全確保の基準として定めた公示運賃の下限を下回る金額で旅行会社との契約を交わしていたことが判明するなど、貸し切りバス事業における安全性にかかわる法令違反が改めて浮き彫りとなった。

これまでも、平成19年には大阪府において27人が死傷したスキーバス事故が発生し、平成24年には関越自動車道において乗客45人が死傷した高速ツアーバス事故が発生するなど、悲劇が繰り返されており、政府は、再発防止に向けて悪質な事業者に対して集中的な監査を実施してきたものの、平成12年の道路運送法の改正による参入規制の緩和以降、急増する貸し切りバス事業者に対する監督と安全指導が追いついていない状況と言わざるを得ない。また、外国人客の急増などでバスの需要が高まり、慢性的な人手不足も懸念されている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国民が貸し切りバスを安心して利用できるように相次いだ事故の原因と背景を徹底的に調査し、再発防止に向けた実効性ある安全対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

} 宛(各通)